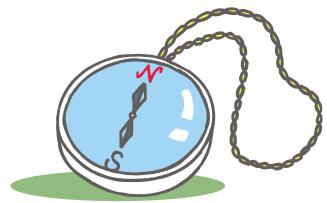


# 羅針盤



第 35 号

令和6年2月5日（月）

## ◆ 「共生社会」から「協働社会」へ

「共生社会」それは、男性や女性といった性別や、お年寄りや若者といった年齢、あるいは、障がいがある、ないといったことなどにかかわることなく、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支えあい、助けあい、互いに認めあうことのできる社会のことです。すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にしながら、誰もが生き生きとした人生を送ることができるこの「共生社会」を誰もが協力をしてつくっていく必要があります。社会には、さまざまな状況や状態にある人が共に暮らしているわけですが、さまざまな人が、すべて分け隔てなく暮らすことができる「共生社会」をつくりあげていくことが、私たち一人ひとりに課せられた使命であると言っても過言ではないと思います。障がいのある人もない人も、基本的な人権を生まれながらに持っていて、普段の生活やスポーツや文化などの活動も含めて社会生活を送っていることを当たり前のこととして誰もが認識していることが大事なことです。障がいのある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮される活力のある社会をともに築きあげていくことが、現代では望まれています。そして、さまざまな体や心の特性や考え方を持っているすべての人々が、お互いに分かり合うために、話をしたり、支え合うことで「心のバリアフリー」（社会にあるバリアを取り除くのは社会の責任であり、この考えをすべての人が理解し、具体的にバリアを除く行動を進めていくこうといった考え方を社会全般に広げていこうという心のありよう）といったものが培われていくはずです。そして、「共生社会」の実現を目指すとともに、次に、新たに「協働社会」を築きあげていこうという考え方方がとても重要なこととなっていきます。「協働社会」それは、一人ひとり誰もがそれぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことで築きあげられていく「共生社会」を基盤として、地域社会に住んでいるさまざまな人たちが、地域の課題を一緒にになって考え、解決に向けて一緒に行動することによって、たくさんの効果が期待される関係を互いにつくりあげていく社会のことです。それぞれの立場は違っていたとしても、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かしながら、役割分担をすすめていくことで取り組んだ成果が表れる社会が、誰にとっても住みよい社会であることに間違いはないはずです。社会環境の変化、家族形態の変化、雇用形態の多様化が進むなど、社会背景は大きく様変わりしていっています。これに伴い、ライフスタイルや価値観の多様化も進んでいるわけです。このことは同時に社会問題の多様化や高度化を生み出しています。多様化・高度化する社会問題は、個人や特定の地域

団体だけでは解決できない状況となってきており、一律的で公平・公正なサービスを提供する行政もまた全ての社会問題に対応することが難しくなってきているのが現状です。このような背景に基づいて、「協働」で社会問題を解決していく重要性が増してきたために、「協働社会」の実現をめざす社会構造の構築が望まれてきているわけです。「協働社会」を築いていくのは、これから私たちの責務であるはずです。

